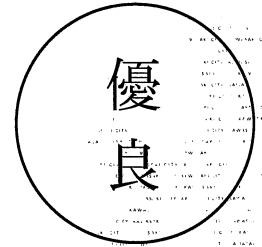


川崎市指令環廢 第183号

許可番号 第05710000605号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 川崎市川崎区浅田四丁目16番7号

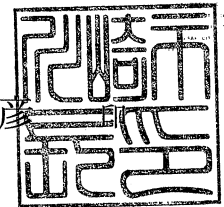
氏名 三立処理工業 株式会社

代表取締役 青木 卓 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年3月15日

川崎市長 福田 紀 彦



許可の年月日 平成30年11月1日

許可の有効期限 令和7年10月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

(2) 産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を含む。)

- ア 燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む)、イ 汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含む、水銀含有ばいじん等を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ウ 廃油、
 - エ 廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、オ 廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む)、
 - カ 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、
 - キ 木くず、ク ゴムくず、ケ 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、
 - コ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、
 - サ 鉱さい (水銀含有ばいじん等を含む)、
 - シ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)、ス ばいじん (水銀含有ばいじん等を含む)
- 以上13種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(3) 産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を除く。)

- ア 燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む)、イ 汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含む、水銀含有ばいじん等を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ウ 廃油、
 - エ 廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、オ 廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む)、
 - カ 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、
 - キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残渣、サ ゴムくず、
 - シ 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、
 - ス ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、
 - セ 鉱さい (水銀含有ばいじん等を含む)、
 - ソ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)、タ 動物のふん尿、チ 動物の死体、
 - ツ ばいじん (水銀含有ばいじん等を含む)、テ 13号廃棄物
- 以上19種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成30年11月1日	更新許可
平成30年11月1日	優良認定
令和3年9月3日	記載事項変更 (汚泥に石綿含有産業廃棄物の記載を追加)
令和6年2月22日	代表者変更

別記1

所在地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
<p>川崎市川崎区白石町3番9 1ほか (1478.71m²のうち962.9m² に限る。)</p>	<p>保管面積 153.29m² 保管上限 106m³ 積み上げることができる高さ 1.8m</p>	<p>燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む、水銀含有ばいじん等を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、木くず、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、鋳さい(水銀含有ばいじん等を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)</p>

